



食品アクセス確保緊急支援事業 について

令和7年2月20日

農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課

0. 食料・農業・農村基本法とは

- 食料・農業・農村基本法は、農業政策の基本的な方向を示すものとして、平成11年に制定されたものである。
(法律制定当時(90年代)の経済情勢と、WTO体制の下での自由貿易の進展等を背景としている。)
- 現在の農業施策(担い手の育成・確保、農村振興など)は、この法律に基づいて実施されており、この中では、食料自給率の向上を図ることも規定されている。

基本理念と主要施策

食料

①食料の安定供給の確保

- 国内生産、輸入、備蓄を組み合わせ、食料を安定供給
 - ・食料消費に関する施策の充実
 - ・農産物の輸出入に関する措置
 - ・食品産業の健全な発展
 - ・不測時における食料安全保障 等

多面的機能

②多面的機能の十分な発揮

- 環境保全など食料供給以外の機能の充実
 - ・自然循環機能の維持増進
 - ・中山間地域等の振興 等

農業

③農業の持続的な発展

- 効率的・安定的な農業経営(担い手)の育成による農業の発展
 - ・望ましい農業構造の確立
 - ・農業生産の基盤整備
 - ・技術の開発・育成
 - ・自然循環機能の維持増進
 - ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開
 - ・人材の育成及び確保
 - ・農産物の価格形成・経営安定
 - ・農業資材の生産・流通の合理化 等
 - ・農地の確保・有効利用
 - ・農業生産組織の活動の促進
 - ・農業災害による損失補てん

農村

④農村の振興

- 食料生産が行われる農村の生産・生活環境の整備
 - ・農村の総合的な振興
 - ・中山間地域等の振興
 - ・都市と農村の交流

1. 食料・農業・農村基本法改正のポイント

- ・国民一人一人の「**食料安全保障**」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・**農業生産基盤等の確保**のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した**価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

- <世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>
 - ・気候変動による食料生産の不安定化
 - ・世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
 - ・国際情勢の不安定化
- <良質な食料を入手できない食品アクセス問題の増大>
 - ・小売・スーパーの撤退
 - ・高齢者を中心とした買い物の移動の不便さの増大
 - ・貧困・格差の拡大



改正後の基本理念

- ・**食料安全保障**を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、**国民一人一人の入手の観点**を含めたものとして、「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態**」と定義（第2条第1項）
- ・食料の安定的な供給については、**農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄の確保**について新たな位置付け（第2条第2項）
- ・食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要**である旨を位置付け（第2条第4項）

食品アクセス

○第19条 食料の円滑な入手の確保（新設）

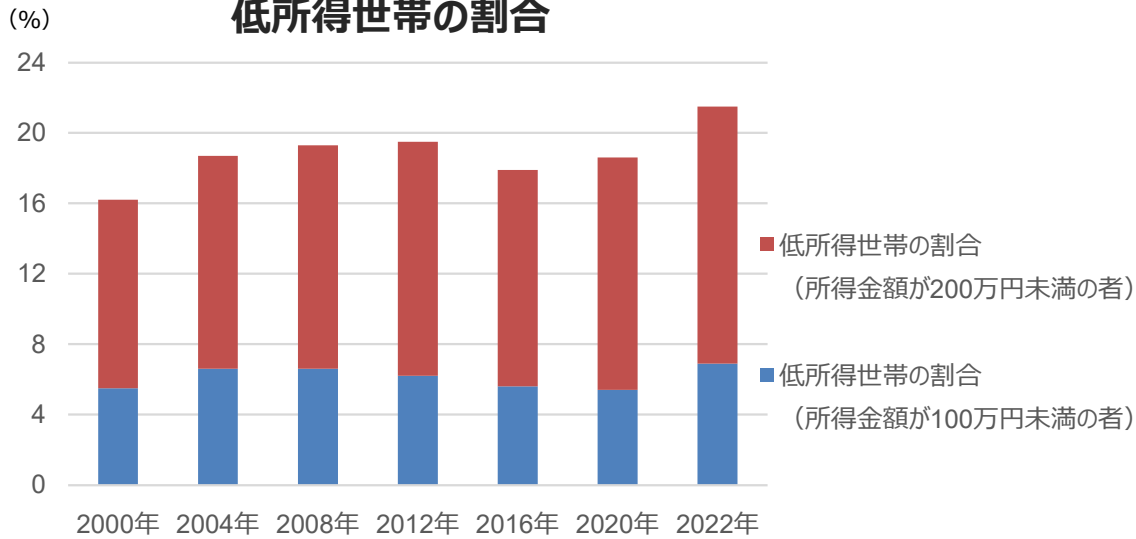
- ①食料の輸送手段の確保（物流拠点の整備、産地から消費地までの幹線物流対策、消費地における移動販売）
- ②食料の寄附促進の環境整備
（食料の寄附を通じたフードバンクや子ども食堂等の取組について、地域の関係者が連携する体制づくりへの支援）

等

2-1. 経済的に困窮している方の現状

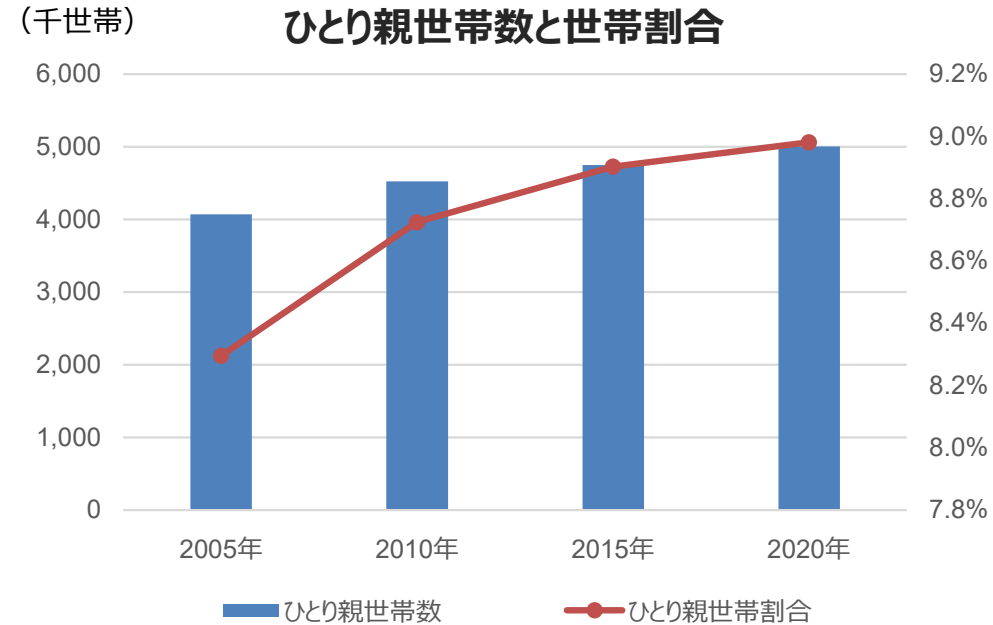
○ 近年、低所得世帯の割合が微増傾向にあるとともに、平均所得が低い、ひとり親世帯の割合が増加傾向にある。

低所得世帯の割合



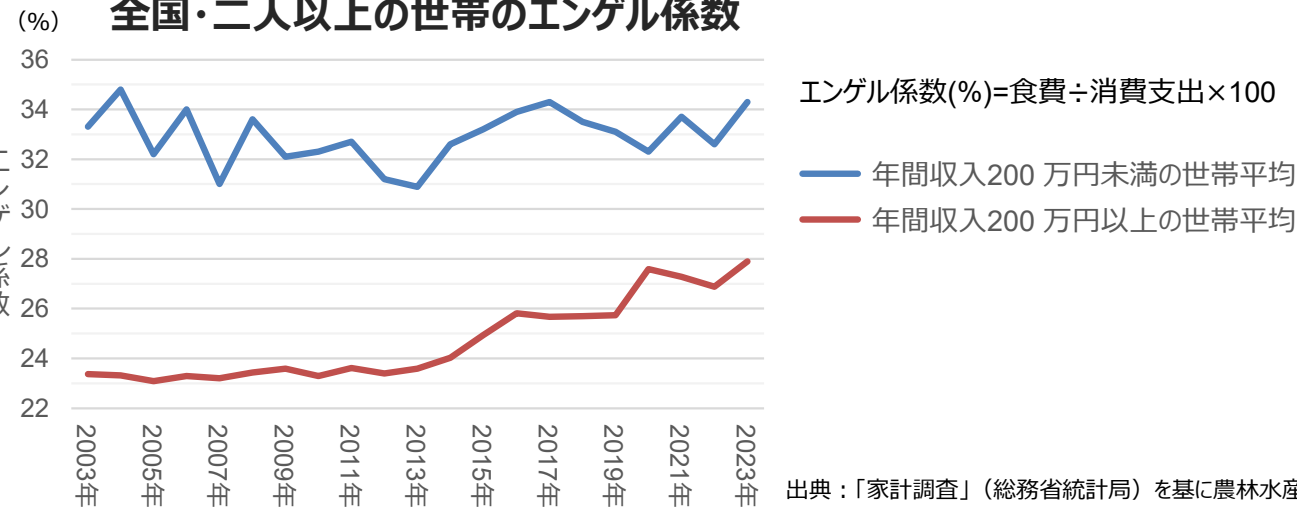
※2020年調査（2019年の割合）については、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から実施していない
出典：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）を基に農林水産省作成

ひとり親世帯数と世帯割合



出典：「日本の統計2024」（総務省統計局）を基に農林水産省作成

全国・二人以上の世帯のエンゲル係数



出典：「家計調査」（総務省統計局）を基に農林水産省作成

一般的にひとり親世帯の平均収入は
全世帯の平均収入よりも低い傾向にある。
全世帯平均 : 564.3万円
ひとり親世帯平均 : 299.3万円

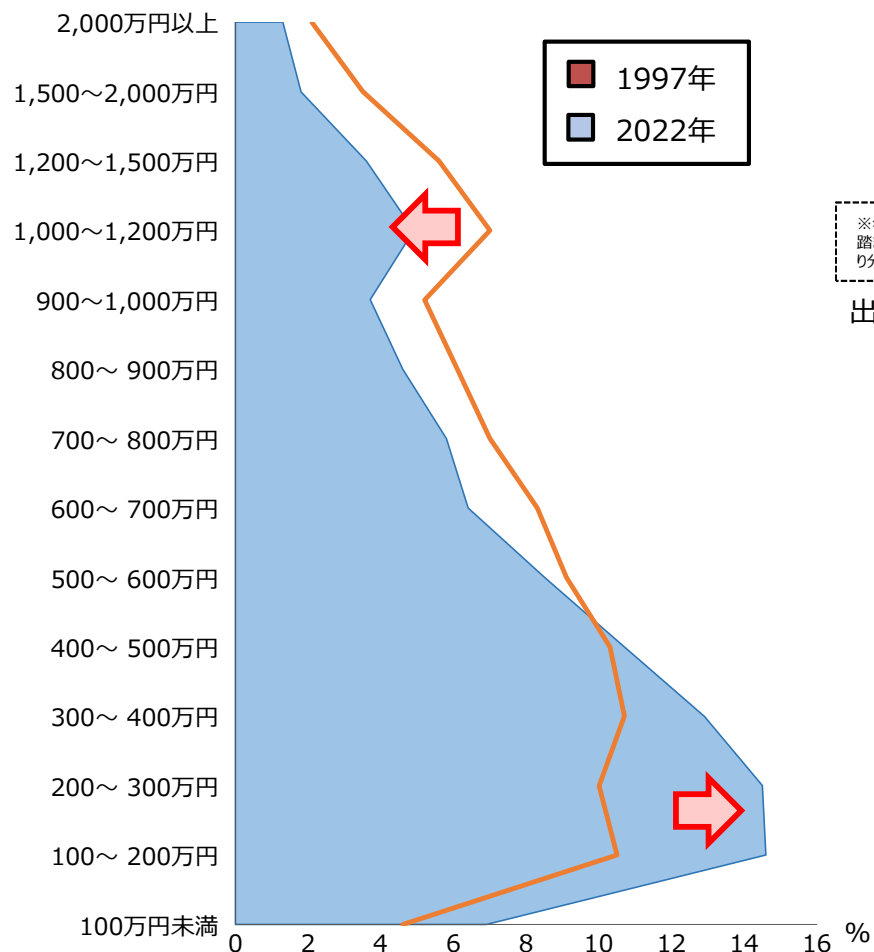
出典 全世帯：国民生活基礎調査（2021年調査）、ひとり親世帯：厚生労働省子ども家庭局「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」（2021年調査）

2-2. 経済的に困窮している方々の現状



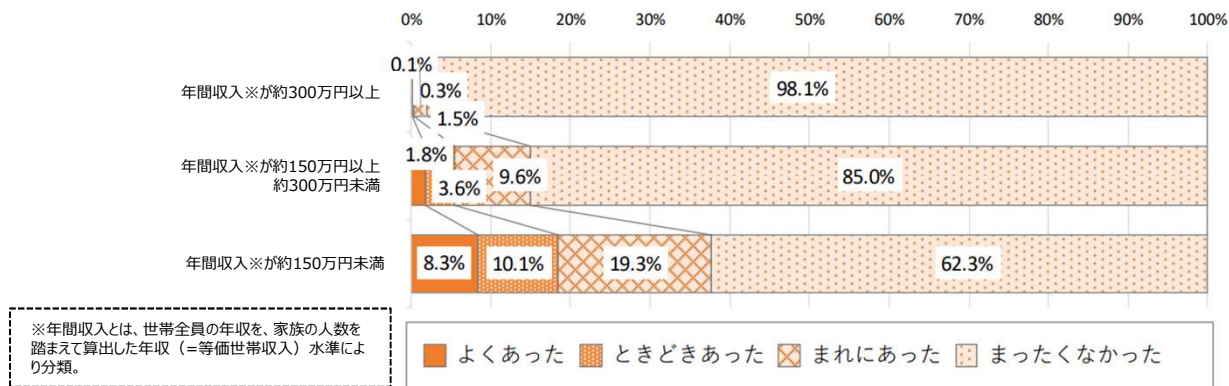
○ 低所得者層の増加により、経済的理由で十分な食料が確保されず、健全な食生活が実践できていない家庭が増加。

所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



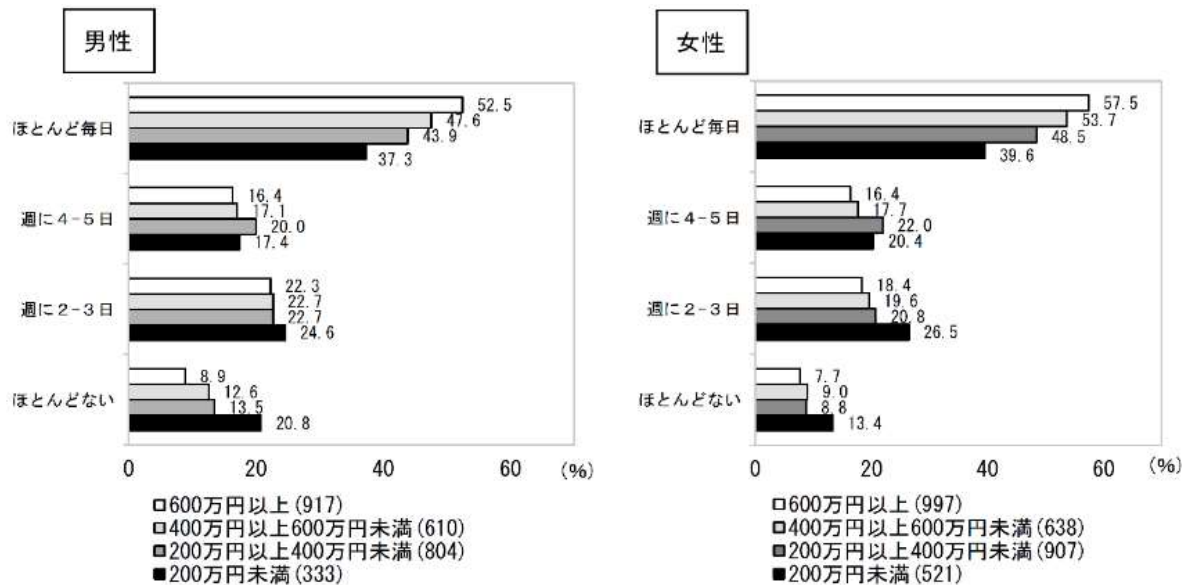
出典：「国民生活基礎調査」(厚生労働省) を基に農林水産省作成

経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験 (収入水準別)



出典：「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(内閣府) を基に農林水産省が修正を加えたもの

所得と主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の頻度の状況 (20歳以上)



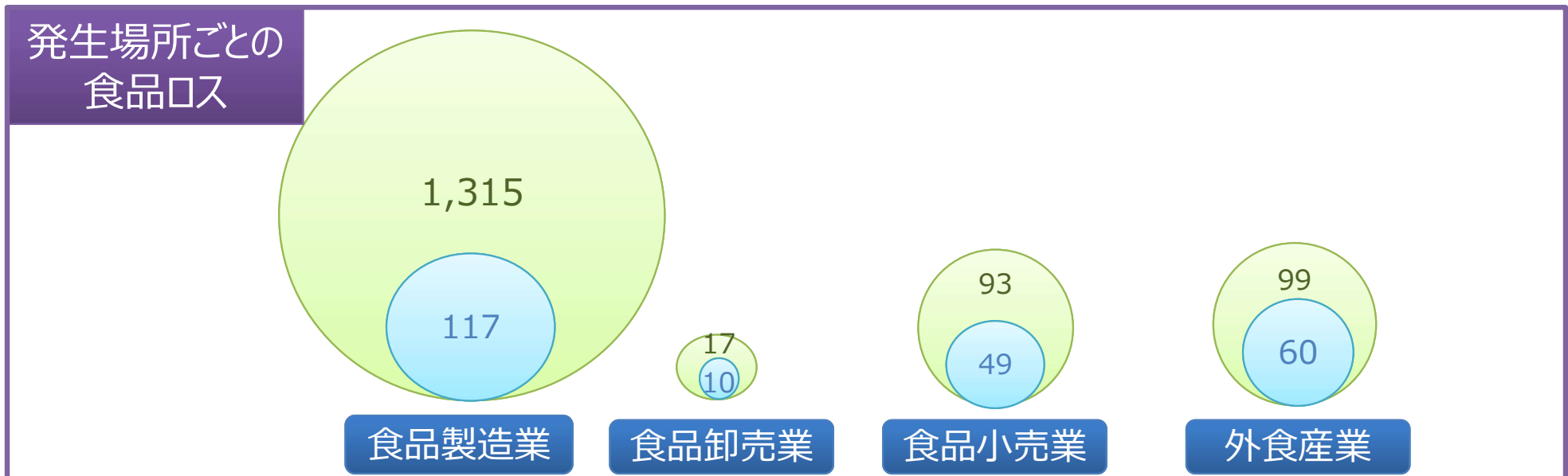
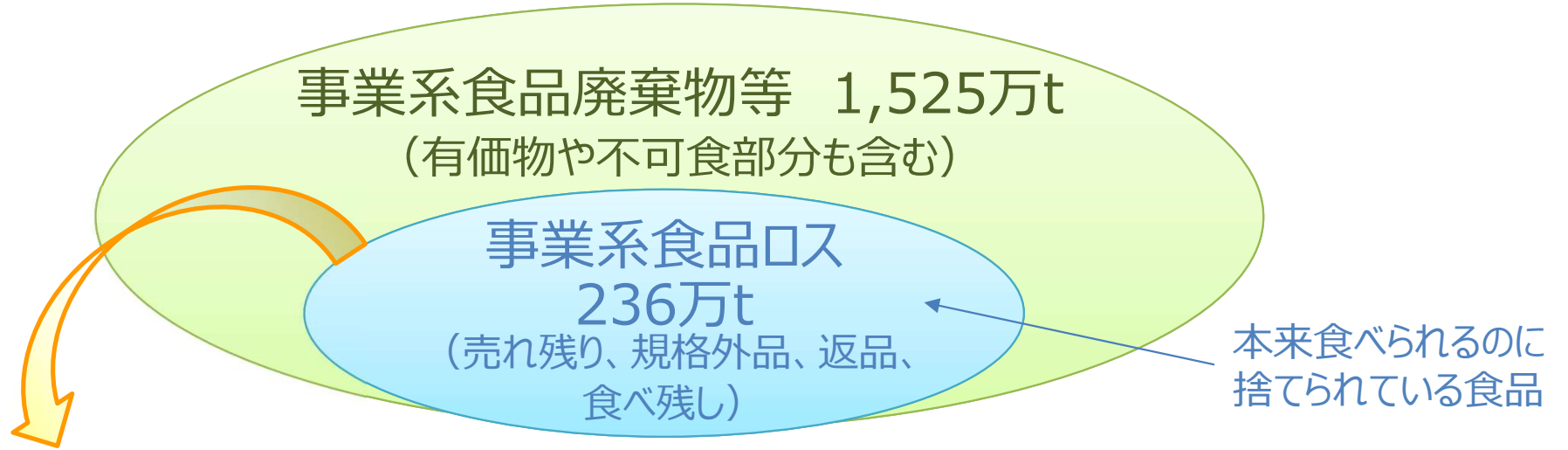
出典：「平成30年国民健康・栄養調査報告」(厚生労働省)

3. 事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（2022年度推計）



【食品ロス】

国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品



出典：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（農林水産省）より

4. 日本の食品ロスの状況（2022年度推計値）



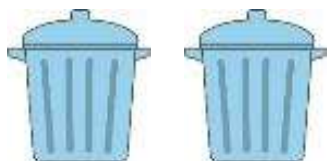
日本の「食品ロス量」

約472万トン



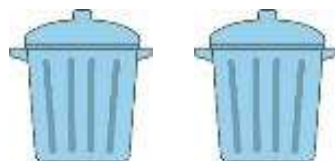
事業系

約236万トン



家庭系

約236万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約103g

※おにぎり約1個のご飯の量(約110g)に近い量

年間 約38kg



資料：総務省人口推計(2022年10月1日)

5. 食品寄附の現状（推計値）

- 令和4年度におけるフードバンクの食品取扱量は、いまだ推計約1.3万tにとどまっている。
- 寄附食品は、事業系、食品系とそれぞれに発生する食品ロスの一部にとどまっており、活用できる余地は大きく残されている。

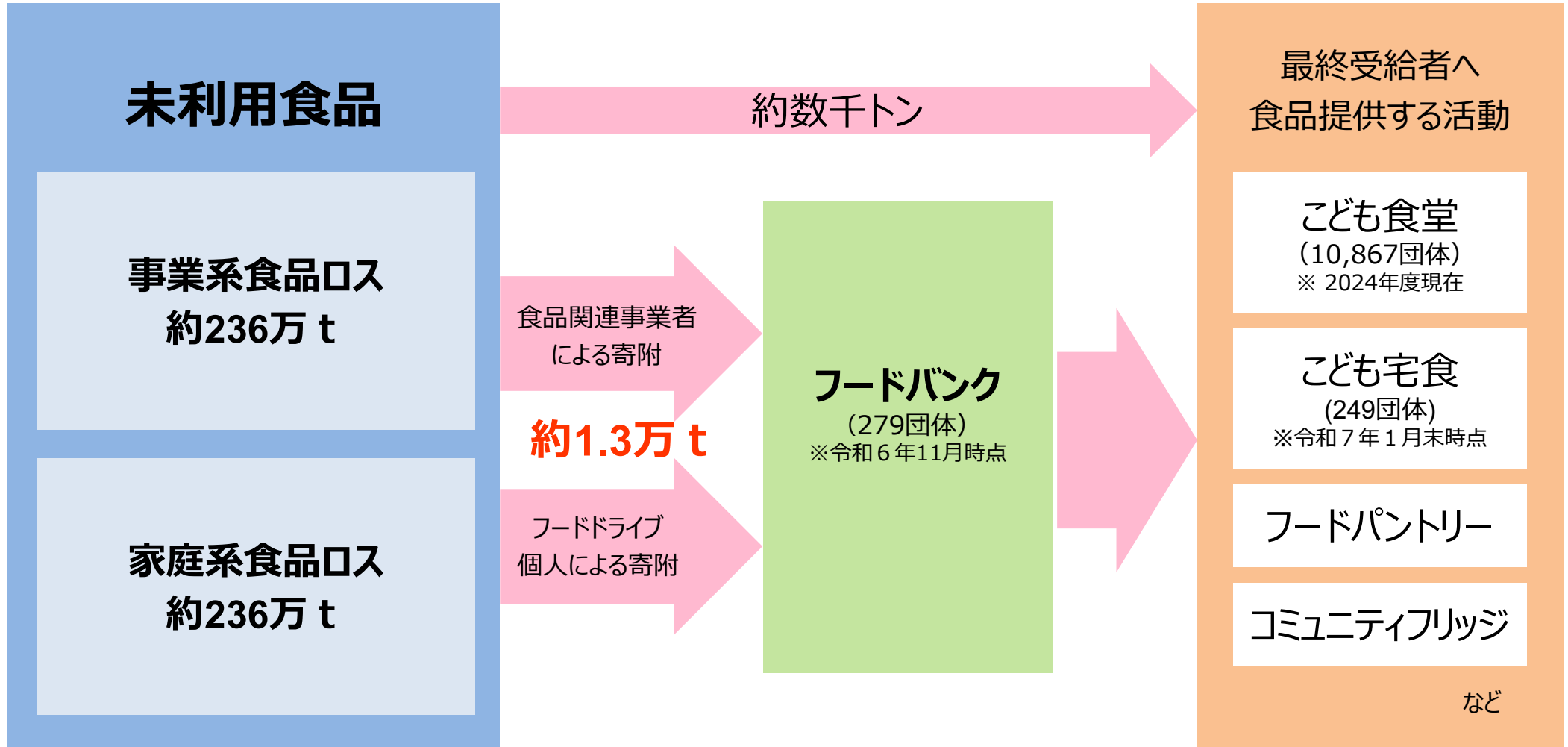


図 日本における食品寄附に係るサプライチェーンの概略図と食品取扱量

出典：右記を基に農水省が作成 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務報告書」（令和6年3月）
 ※2022年時点を想定して整理されているが、厳密ではない。
 農林水産省 食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢、こども食堂数・こども宅食数ともに民間調べ

6. 経済的理由で十分食料を入手できない方々への食支援活動の現状

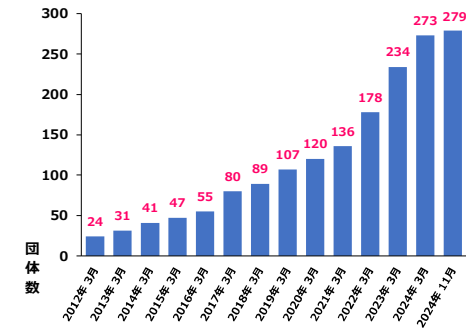


- 経済的な理由により十分は食料を入手できない方々への食料の提供のため、フードバンクやフードドライブ、フードパントリー、こども食堂、こども宅食、コミュニティフリッジなどNPO等民間団体等による自主的な取組が各地で行われている。
- いずれも、未利用食品等を活用し、必要な方々に無料・安価で当該食品を提供する活動である。
- リーマンショック、東日本大震災などの大災害、コロナ禍などを経て、食支援ニーズが高まっており、こうした支援団体の数が増加傾向にある。

フードバンク

- 食品事業者の製造過程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体。
- **2002年**に、セカンドハーベスト・ジャパンが日本で初めてフードバンクを開始。東日本大震災以降、団体数が増加。
- 2024年11月現在、農林水産省が活動を把握しているフードバンクは**279団体**。

国内のフードバンク団体数



※ 農林水産省のウェブページへ掲載希望のあったフードバンク団体数

フードドライブ

- 個人が家庭の余剰食品をスーパー等の回収拠点に持ち寄り、寄附する活動。

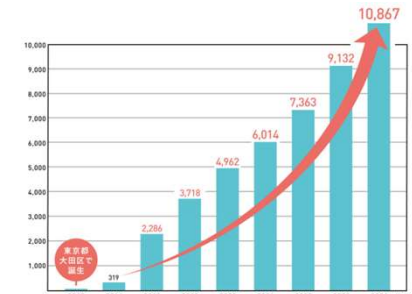
フードパントリー

- 寄附食品を最終受益者に直接提供する活動。

こども食堂

- こどもたちを中心に無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、共食の場を提供する団体。
- **2012年**に、東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」の取組が始まり。
- 2024年度現在、こども食堂は全国で**10,867か所**（民間調べ）。コロナ禍で団体数が顕著に増加。

こども食堂全国箇所数



出典：むすびえウェブページより

こども宅食

- 支援を必要とする子育て家庭に定期的に食品を届ける活動。
- 東京都文京区が5つの非営利団体との協働で**2017年**に150世帯を対象にスタート。
- 2025年1月末現在、こども宅食を実施している団体数は**249団体**（民間調べ）。

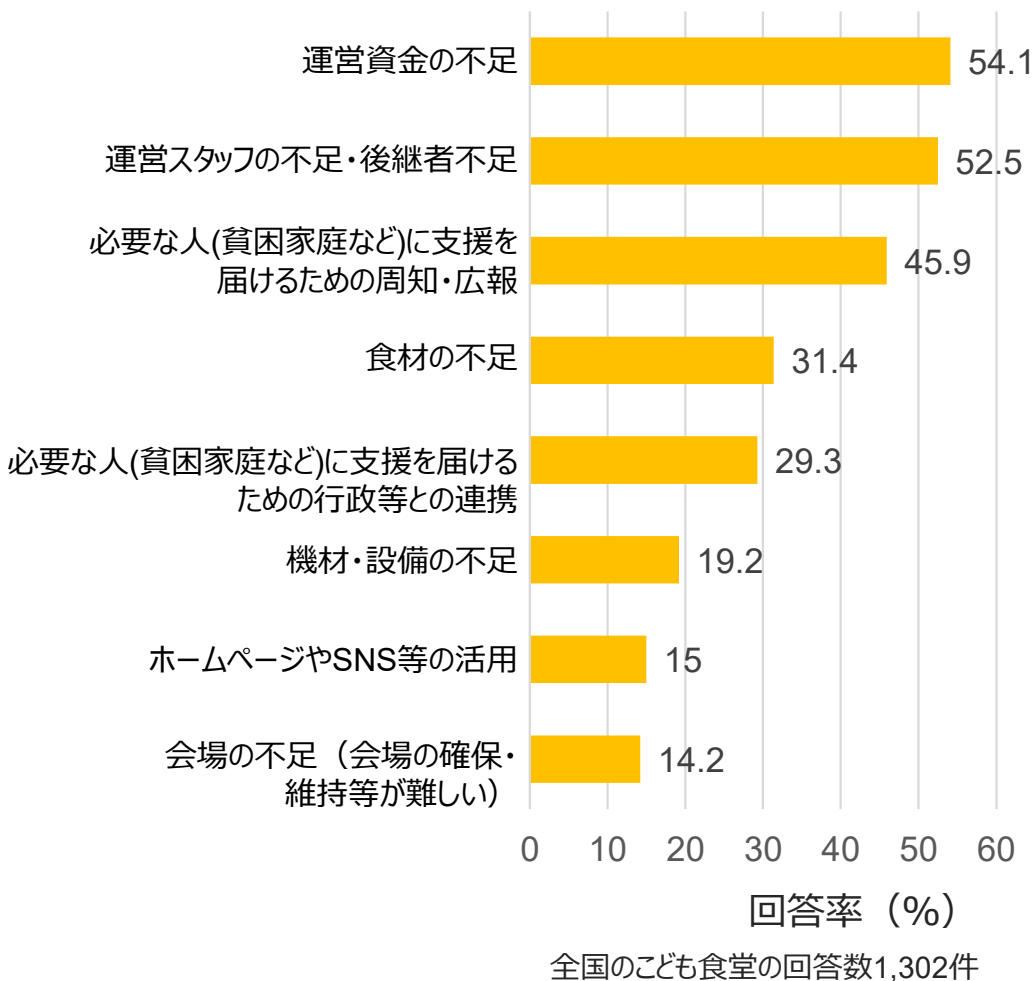
コミュニティフリッジ

- 公共施設等に設置された冷蔵庫から、寄附された食品を必要とする人が自由に受け取れる仕組み。

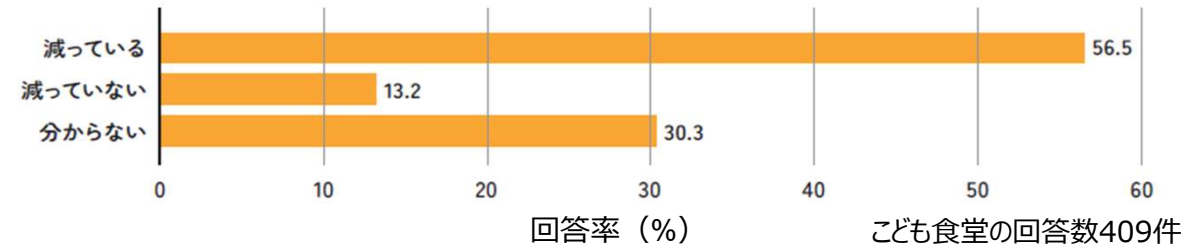
7. 課題 こども食堂での困りごと

- こども食堂の直面する課題として、主に、①運営資金の不足、②運営スタッフの不足のほか、③必要な人に支援を届ける面が課題であることや、④食材の不足等が挙げられた。
- 回答のあったこども食堂の5割以上が、企業や団体からの寄附が減少していると回答している。

こども食堂での困りごとに関するアンケート (複数回答可)



Q. 食材の不足について、物資・食材の寄附は減っているか。



こども食堂の意見 (一例)

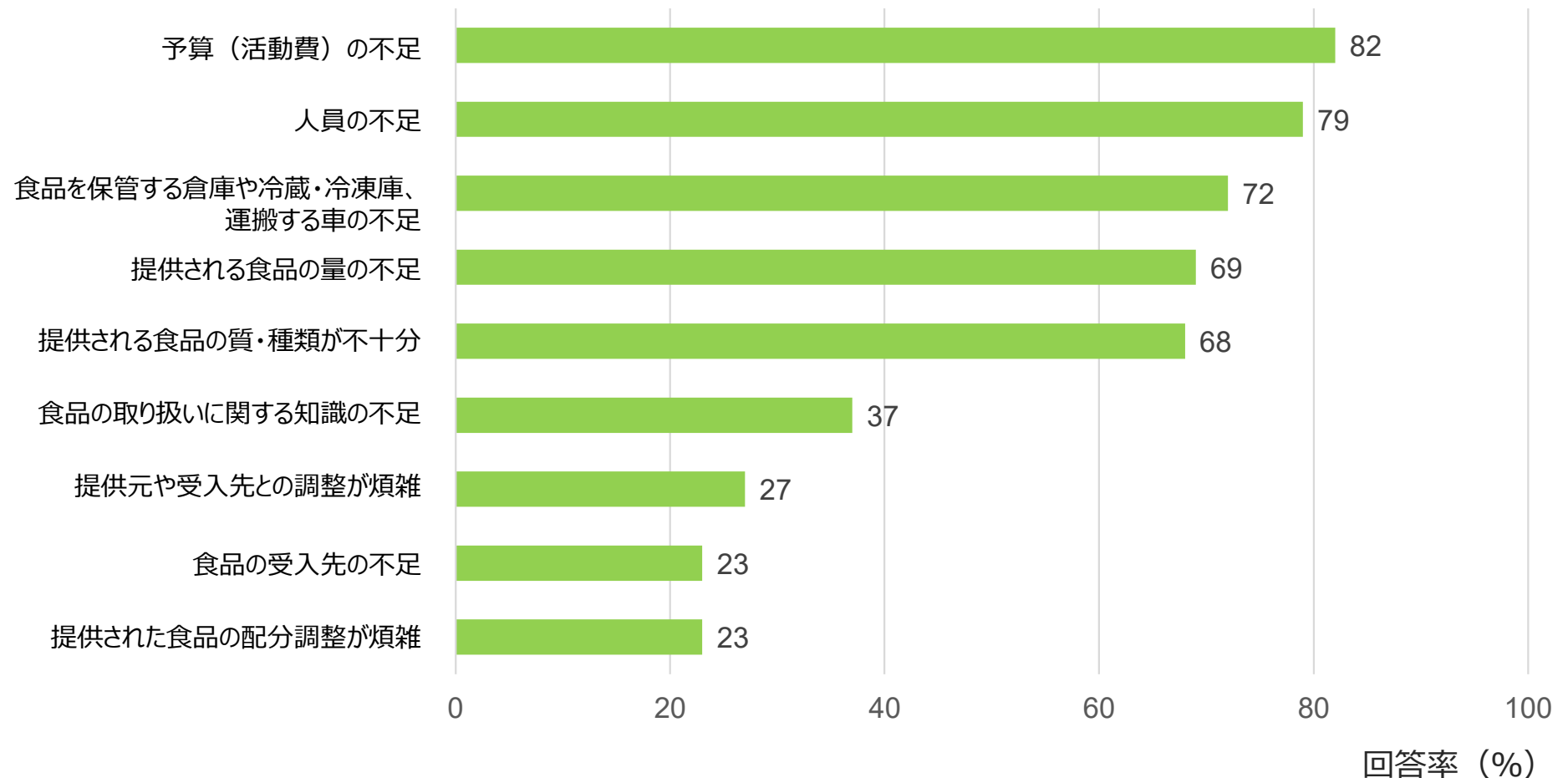
- **運営資金の不足**
 - ・ 会場の賃料、水道光熱費、ボランティアスタッフ謝金、機材（調理器具や備品消耗品）、事務用品費、周知広告チラシ作成などの管理的経費等の表に見えない経費の確保が難しい。（沖縄県）
- **運営スタッフの不足**
 - ・ スタッフが高齢者であり、このままではスタッフが揃わなくなる。子育ての主婦の参加が時間的に難しく、若い人を雇うにも支払う費用が捻出できない。（兵庫県）
- **食材の不足**
 - ・ フードパントリーで配る食材などのご寄附が思うように集まらないので、購入して配っています。その資金が足りないので、配る食材が少ないと感じています。（東京都）
- **設備の不足**
 - ・ 食材を保存する場所や冷蔵庫がなく、寄附していただいても、保存場所に困る。（滋賀県）

8. 課題 フードバンクの運営上の課題

- フードバンクの直面する課題として、主に、①活動費や人員の不足、②保管庫や運搬車等の設備・機能面の課題、③食品寄附の量と質の両面での不足等が挙げられた。
- 最近、フードバンクへの食品寄附が減少している調査結果や現場の声がある。

フードバンク団体の運営上の課題

(複数回答可)

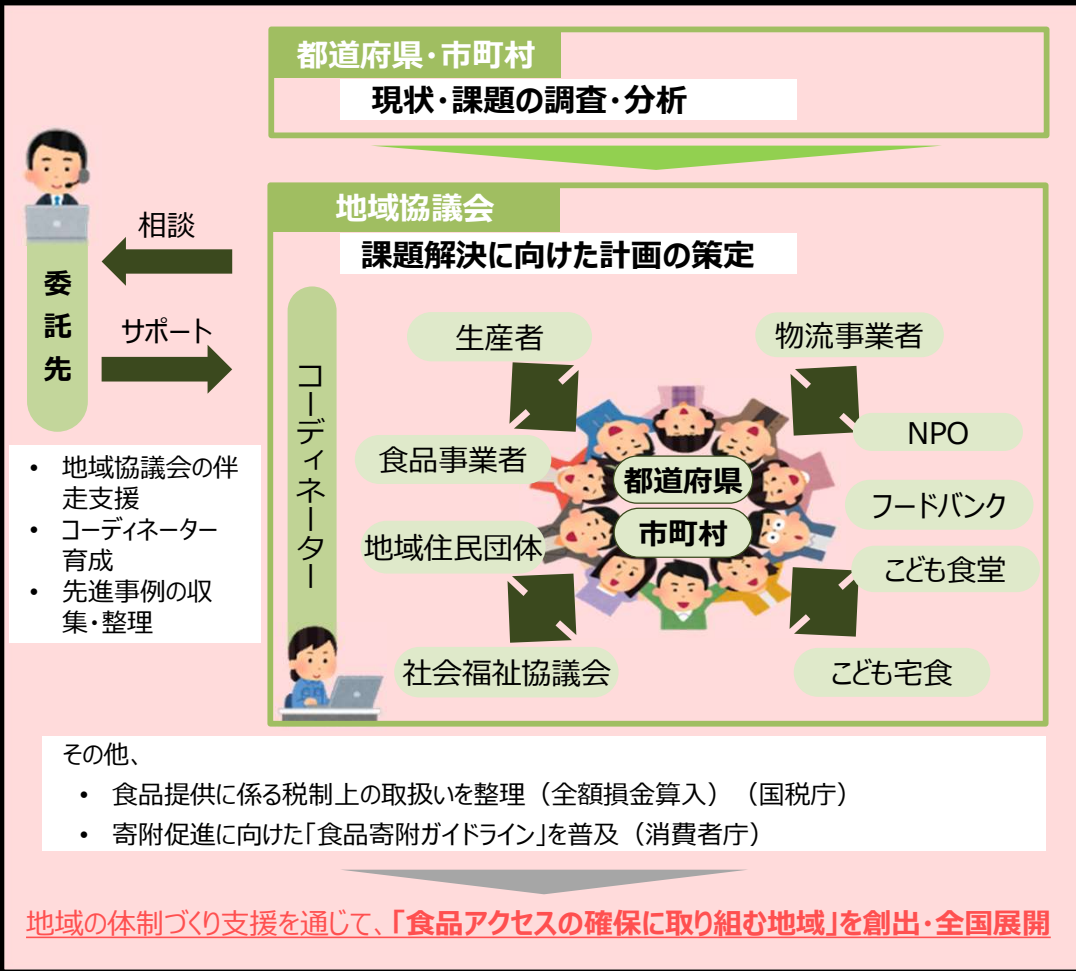


9. 経済的に困窮している方々への対策

- 農林水産省としては、フードバンクやこども食堂等の活動への支援のほか、フードバンクやこども食堂等への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体、食品事業者、社会福祉協議会等の地域の関係者が地域の実情に応じて取り組む体制づくりへの支援を実施。
- 関係省庁においても、経済的に困窮している方々に対して様々な支援を実施。

面的拡大

(生鮮食品や未利用食品の円滑な提供に向けた地域の体制づくり)



質的充実

(フードバンク等による支援がない地域等へのフードバンク等の取組の拡大)





10-1 . 食品アクセス確保緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 500百万円】

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

<事業イメージ>

[1について]



円滑な食品アクセスの確保

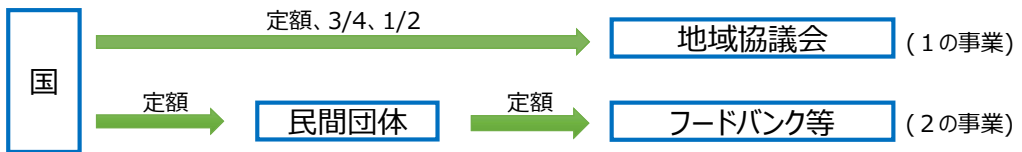
2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

[2について]



<事業の流れ>



立上げ支援	食品提供の質・量の充実に
<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人費 ・ 厨房設備費 ・ 保管用倉庫費(冷蔵・冷凍庫を含む) ・ 配送車両費 ・ 研修会開催費 ・ 生産者・食品関連事業者との交流会、マッチングの開催費 ・ 調理・共食の場の提供費 等 	(立上げ支援の内容に加え) <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用食品の輸配送費 ・ 入出庫管理機器費 ・ システム構築費 ・ 広域連携に向けた関係者との検討会、情報交換会の開催費 等

10-2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化

1. 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置

経済的理由により十分な食料が入手できない者や買物困難者の食品アクセスの現状・課題に対し、その解決を図っていくに当たって、地方公共団体、食品事業者、フードバンク、子ども食堂等の地域の関係者が連携して話し合いを行う協議会の活動や会議の開催を支援します。

【事業例】

- 経済的理由により十分な食料が入手できない方々が増加している地域において、食品事業者とフードバンクや子ども食堂等との連携について話し合う協議会を設置する場合
- 買物困難者が多い地域において、物流事業者や小売業者等が課題や解決策について話し合う協議会を設置する場合 など

・ 地域協議会の活動経費	事務局員賃金、事務局員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費
・ 会議開催経費	委員謝金、委員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、役務費

2. 関係者の調整役（コーディネーター）の配置

地域協議会を設立・運営するに当たって、地域の食品アクセス関係者間の調整役（コーディネーター）を配置する取組を支援します。

【事業例】

- 協議会の構成員の幅広い参画や地域内の円滑な体制構築のためにコーディネーターを配置する場合
- 具体的な計画を実行するに当たって、地方公共団体や地域の関係者と調整するためにコーディネーターを配置する場合 など

・ コーディネーターの活動経費	コーディネーター謝金、コーディネーター旅費、消耗品費、通信運搬費
-----------------	----------------------------------

3. 地域における食品アクセスの現状・課題の調査

食品アクセスの確保に向けて、地域の実情や、食品事業者等の食品ロスの活用状況等を調査し、地域における課題を抽出する取組を支援します。

【事業例】

- 地域の食品事業者等における食品ロスの活用状況を調査する場合
- 地域内の食品事業者とフードバンク・子ども食堂等のマッチングの現状・ニーズを調査する場合
- 地域における買物困難者等の割合やその原因を調査する場合
- 食品アクセス確保の優良な取組地域に訪問し、意見交換する場合 など

・ 食品アクセスに関する調査経費	調査員謝金、調査員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費
・ 先進地域への視察経費	委員謝金、委員旅費、コーディネーター謝金、コーディネーター旅費、事務局旅費

【補助事業者】※3

都道府県、市町村
 農業協同組合、農業協同組合連合会
 漁業協同組合、漁業協同組合連合会
 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
 社会福祉協議会

※3 地域協議会に関する事務を担う団体として、国から補助を受けることができる主体であり、これら以外に上の図に例示している団体等も地域協議会の構成員として参画することが可能です。

【事業期間等】

実施時期	補助率
最大3年間	定額 （上限：1,000万円/年、1,500万円/地域） ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助

4. 課題解決に向けた計画の策定

地域における食品アクセスの課題解決を図るための計画（5か年実行計画）の策定を支援します。

【事業例】

- 地域における食品アクセスの現状・課題の調査によって得られた課題の解決に向けた具体的な計画を策定するための検討会を開催する場合 など

・ 計画策定経費	講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、役務費
----------	-------------------------------------

10-3. 食品アクセス確保緊急支援事業のうちフードバンク等の立上げ支援



区 分	補助対象経費	補助上限額及び補助下限額	補助率
<p>1 フードバンク等の立上げ支援</p> <p>（フードバンクや食料提供団体を新たに立ち上げ、又は既存の取組を拡大する取組の実施）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人費（賃金（募集に係る非常勤職員に限る。）） ・ 研修開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費） ・ ニーズ等調査費（調査員謝金、調査員旅費、賃金（運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。）） ・ マッチング交流会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、賃金（運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。）、貸切バス借料、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）） ・ 共食の場の提供費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、賃金（運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。）、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）） ・ 厨房設備賃借料 ・ 運搬・配送用車両賃借料（燃料代を除く。） ・ 一時保管用倉庫（常温・保冷倉庫）賃借料 ・ 保管用機械（冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー）賃借料又は購入費 ・ 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）賃借料（インク代を除く。） ・ システム導入・開発費 ・ 申請書等作成費（有識者謝金、有識者旅費） ・ 事務局設備（パソコン、電話）賃借料 ・ その他経費（消耗品費、普及宣伝費、資料作成費、通信運搬費、役務費、委託費、保険料（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）） 	<p>補助上限額 ：100万円</p> <p>※補助上限額は、本事業の実施年度を通じた合計額を指し、当該実施年度内に複数回の事業を実施する場合であっても、複数回の合計の補助上限額は100万円とする。</p>	<p>定額 ただし、保管用機械購入費に係る補助上限額は30万円</p> <p>※補助上限額は、本事業の実施年度を通じた合計額を指し、当該実施年度内に複数回の事業を実施する場合であっても、複数回の合計の補助上限額は30万円とする。</p>

10-4 . 食品アクセス確保緊急支援事業のうちフードバンクの機能強化



<p>2 フードバンクの機能強化支援</p> <p>〔大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を図る取組の実施〕</p>	<p>(1) 活動経費 人件費、賃金、旅費</p> <p>(2) 取組拡大経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人費（賃金（募集に係る非常勤職員に限る。）） ・研修開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費） ・ニーズ等調査費（調査員謝金、調査員旅費、賃金（運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。）） ・マッチング交流会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、賃金（運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。）、貸切バス借料、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）） ・運搬・配送用車両賃借料（燃料代を除く。） ・一時保管用倉庫（常温・保冷倉庫）賃借料 ・保管用機械（冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー）賃借料又は購入費 ・入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）賃借料（インク代を除く。） ・システム導入・開発費 ・申請書等作成費（有識者謝金、有識者旅費） ・事務局設備（パソコン、電話）賃借料 ・その他経費（消耗品費、普及宣伝費、資料作成費、通信運搬費、役務費、委託費、保険料（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）） <p>(3) 食品の輸配送費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者に依頼して輸配送する場合の経費 ・間接補助事業者自ら輸配送する場合の経費（燃料代） 	<p>補助上限額 ：2,000 万円</p> <p>補助下限額 ：5 万円×事業実施月数</p> <p>※補助上限額は、本事業の実施年度を通じた合計額を指し、当該実施年度内に複数回の事業を実施する場合であっても、複数回の合計の補助上限額は2,000 万円とする。</p>	<p>定額</p> <p>ただし、(2)の保管用機械購入費に係る補助上限額は30 万円</p> <p>※補助上限額は、本事業の実施年度を通じた合計額を指し、当該実施年度内に複数回の事業を実施する場合であっても、複数回の合計の補助上限額は30 万円とする。</p>
---	---	---	---

10-5. 食品アクセス確保緊急支援事業のうちフードバンクの機能強化



食品アクセス確保緊急支援事業（フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化のうちフードバンクの機能強化支援） （令和6年度補正予算事業）Q & Aより抜粋

Q 4-17: 保管用機械（冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー）の購入はどのような場合を想定しているのか。

A:

・保管用機械（冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー）の購入については、主に、大型の家庭用冷蔵庫（600ℓ程度）を用いて食品を提供する場合を想定しており、補助上限額は30万円※7となっています。なお、事業終了後も耐用期間内は申請した目的以外に使うことは認めていないなど、制約がありますので、ご注意ください。

※7 補助上限額は、本事業の実施年度を通じた合計額を指し、当該実施年度内に複数回の事業を実施する場合であっても、複数回の合計の補助上限額は30万円とする。

Q 4-18: 保管用機械（冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー）購入の場合、10万円の冷蔵庫を3台購入することは可能か。

A:

・内容に応じて判断させていただきます。保管用機械の複数台購入は、小規模の団体で、食品の取扱量が少ない場合は、必ずしも必要ではないと考えています。このため、建物の面積や食品の取扱量等を確認の上、対象として問題ないかを確認させていただきます。

Q 4-19: 保管用機械（冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー）の賃借及び購入を一緒に申請することは可能か。

A:

・内容に応じて判断させていただきます。保管用機械の同時期での賃借及び購入については、小規模の団体で、食品の取扱量が少ない場合は、必ずしも必要ではないと考えています。このため、建物の面積や食品の取扱量等を確認の上、対象として問題ないかを確認させていただきます。



<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

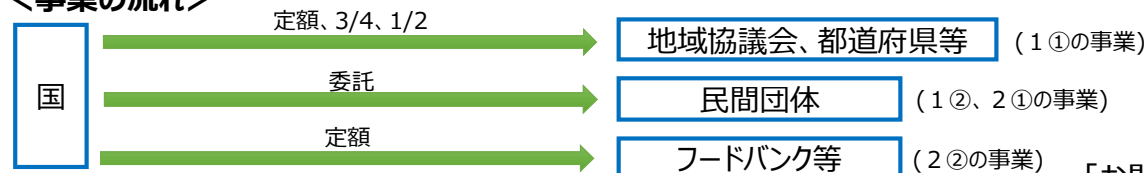
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援**します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㊦ 地域の関係者が連携して組織する**協議会の設置**
 - ㊧ 関係者間の**調整役（コーディネーター）の配置**
 - ㊨ 地域における食品アクセスの**現状・課題の調査**
 - ㊩ 課題解決に向けた**計画の策定**
 - イ 地域の体制づくりに向けた**現状・課題の調査・分析**
- ② **相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等**を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① **食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大**に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための**専門家派遣等によるサポート**を実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となる**フードバンクや子ども食堂等の立上げを支援**するとともに、**それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化**を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

- ・ 買物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化している中、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが重要。
- ・ こうした者への食料提供については、これまでも、ラストワンマイル物流や、フードバンク、子ども食堂等の活動を支援してきたが、食品アクセスの確保のためには、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援や、食品流通業者等の流通サービスや、フードバンク、子ども食堂等の活動への更なる支援が必要。
- ・ 本パッケージでは、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を取りまとめ、地方自治体や民間事業者等に活用いただくことで、地域における食品アクセスの確保に向けた取組を促進するものとする。



(※) 各種支援策は様々な観点からの支援を含むが、本パッケージでは、上記趣旨を鑑み、買物困難者・経済的困窮者等への食料支援という観点から整理した。

経済的アクセス関係支援策	物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策
<p>食料提供に資する体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり <small>※買物困難者対策としても活用可 地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制を構築</small> ○ 食料支援等の取組を通じたつながりづくり <small>孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりを創出</small> ○ 食品の寄附等を促進するための仕組みづくり <small>フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた仕組みを構築</small> 	<p>移動販売等の拠点となる施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の行う拠点施設の整備支援 <small>拠点施設を核とした、買物困難者に対する移動販売等を支援</small>
<p>フードバンク、子ども食堂等による食料提供活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体による食料提供に向けた取組への支援 <small>自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援</small> ○ フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援 <small>食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実に に向けたフードバンクの新設・取組拡大を支援 食品ロス削減の推進の観 点から、地方自治体におけるフードバンク活動や、広域連携等による未利 用食品の提供を行うフードバンクを支援 など</small> ○ 子ども食堂、子ども宅食等による食事の提供活動への支援 <small>食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実に に向けた子ども食堂等の新設・取組拡大を支援 ひとり親家庭等の子ども支 援のため、子ども宅食等による食事の提供等を支援 生活困窮者等支援 のため、民間団体による食料提供活動等へ助成 など</small> 	<p>店舗への交通手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活交通の確保・維持 <small>持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働に よる取組を支援 農林水産業を軸として、交通、福祉等の集落機能等の維持を支援 など</small>
<p>フードバンク、子ども食堂等への食料提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府備蓄米の子ども食堂や子ども宅食への無償交付 ○ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供 	<p>移動販売等で店舗を届ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動販売車の導入に向けた支援 <small>ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実証・導入を支援</small> ○ 地域等の連携支援 <small>買物困難地域において取り組む移動販売等の取組を支援 過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援</small>
	<p>商品を届ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援 <small>過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援 など</small> ○ デジタル技術を駆使した配送支援 <small>地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援 自動配送ロボットによるサービスモデルを支援 など</small>
	<p>食品アクセスの状況や対策事例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品アクセスポータルサイト等での情報提供 ○ 「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

参考. 食品アクセス全国キャラバン

○ 経済的理由により十分な食料を入手できない方、買物困難な方への食品アクセスの確保に向けて、農林水産省及び関係省庁合同で、関連予算事業等や先進的取組事例の説明会を開催中。

第2回食品アクセス全国キャラバン

経済成長が停滞する中で経済的理由により十分な食料を入手できない者や人口減少・高齢化等により買物困難者が増加しているなど、食品アクセス問題が顕在化しています

経済的理由により十分な食料を入手できない者へ食料提供を行う取組（経済的アクセス）、買物困難者対策を行う取組（物理的アクセス）の双方の食品アクセスの確保に向けて、農林水産省及び関係省庁が合同で、令和7年度当初予算概算決定・令和6年度補正予算事業等や先進的取組事例の説明会を開催します！

参加費
無料
事前申込不要

日時

令和7年1月20日(月)
【物理】13:00~15:00
【経済】15:05~17:05

参加方法
オンライン開催
(Teams)

参加対象
都道府県・市町村
農業協同組合
漁業協同組合
消費生活協同組合
社会福祉協議会
フードバンク
こども食堂、こども宅食
物流事業者 など

※全2回は同内容、所属地域の開催日に参加が難しい場合は、他地域の開催日への参加も可能です。

食品アクセスに関する支援策

【経済的アクセス】

- 食料提供に資する体制づくり
- フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援
- フードバンク、こども食堂等への食料提供

【物理的アクセス】

- 移動販売等の拠点となる施設の整備
- 店舗への交通手段の確保
- 移動販売等で店舗を届ける
- 商品を届ける
- 食品アクセスの状況や対策事例等

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
食品アクセス企画G
(TEL.) 03-3502-2349

資料はこちら (農水省webページ)
令和7年度予算概算決定・令和6年度補正予算支援策パッケージをチェック！

当日スケジュール

第一部：物理的アクセス

- 令和7年度予算概算決定・令和6年度補正予算・非予算事業の説明、先進的取組事例の紹介 (計80分)
- 質疑応答を含む意見交換 (40分)

第二部：経済的アクセス

- 令和7年度予算概算決定・令和6年度補正予算・非予算事業の説明、先進的取組事例の紹介 (計80分)
- 質疑応答を含む意見交換 (40分)

※一部、二部のどちらかの参加も可能です。

意見交換では、
地域内の食品アクセスの課題や課題解決につながる取組などをぜひ情報共有ください！

本キャラバンでは、農林水産省のほか、食品アクセスに取り組む関係省庁も支援策について直接説明します！
各省庁の支援策をまとめて聞ける絶好の機会です。

※関係省庁(予定)：内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、総務省、厚生省、経産省、国土省

▽参加の流れ▽

Step 1 参加する地域の開催日時をご確認ください。
事前申込不要！

当日

Step 2 開催日時になったら参加URLをクリックしてTeams会議(オンライン)に入室してください。
(入室開始：開始10分前～)

↓参加URL ※URLをクリックするか、インターネットブラウザのアドレスバーにURLを貼り付け、入室。
https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_MjYzMGZmZjctNWRyOjU0NDY4LkI2ODRtODFmNWJjOzUwWzE0%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%2206e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344%22%2c%220id%22%3a%225f3ce562-e78a-4804-b5e1-b35dab1c21e4%22%7d

Step 3 会議に参加
※マイクは常にオフにしてください。

ご質問・ご意見があれば意見交換の際に、ご発言ください。
発言時には、「チャット」に記入いただくか、「手を挙げる」機能で挙手いただき、事務局の指名があればマイクをオンにして、**ご所属・お名前**を発言の上、お話しください。